

○旭川市特別用途地区内建築物の制限に関する条例

平成23年2月24日条例第3号

改正 平成29年3月24日条例第34号

旭川市特別用途地区内建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、別表左欄に掲げる特別用途地区の区域内において適用する。

(建築物の建築の制限)

第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区の区域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、市長が当該特別用途地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、旭川市建築審査会の意見を求めるものとする。

4 旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）第2条の3から第2条の5までの規定は、第2項の規定による許可を受けようとする者又は受けた者について準用する。この場合において、同条例第2条の3第1項（各号を除く。）中「認定」とあるのは、「許可」と読み替えるものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内で増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第

1 項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について同項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で用途を変更する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

（既存の建築物の用途変更に係る類似の用途）

第6条 令第137条の18第3項の規定により指定する類似の用途は、別表右欄に掲げる建築物の用途とする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条，第4条，第6条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設 制限地区	劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場，ナイトクラブ若しくは客にダンスをさせ，かつ，客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）又は店舗，飲食店，展示場，遊技場，勝馬投票券発売所，場外車券売場，場内車券売場，勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場，映画館，演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの